

指定管理候補者の募集に当たっての質問及び回答

施設名： 猿倉山森林公園

No.	質問	回答
1	現在、芝生広場の芝の大部分が枯れています。こちらは次年度の指定管理機関開始までに修復された状態になりますか	今春、ヨトウムシの被害が拡大したため、対応策を施し現在の状態にまで修復したところです。なお、次年度までに完全に元の状態に戻るかどうかは、芝の自己修復力に左右されるため、不透明な状況です。
2	指定管理後は、仕様書通りの管理は実施するが、その状態でも今回の様な状況になった場合の修復費用の所在はどちらになりますか	芝管理においては、自然環境等の変化により多様な管理が必要となります。現在の指定管理期間においては、芝が枯れたため、当初、芝刈り分として見込んでいた費用にて、芝の修復対応を実施したところです。 当初に想定していなかった事象が発生した場合は、基本協定書（案）第28条に従って、市と協議を行ったうえで、対応することとします。
3	樹木管理の殺虫剤散布が、0.5回とありますが詳細を教えてください。また、状況に応じて補正予算を組むことが可能ですか	樹木は、管理棟、展望台周辺にあるツツジ、アジサイ、ハイビヤクシン、サザンカです。害虫が発生するのは、毎年ではなく、樹木によって違うため、0.5回としています。 なお、管理委託料の増額については、リスク分担表に従って判断することとなりますが、樹木管理の殺虫剤散布を理由とする増額は考えにくいものと思われまます。
4	近年の、燃料や光熱水費の高騰に対する補正予算の対応は可能ですか	上記3と同様、管理委託料の増額は、リスク分担表に従って判断することとなります。 燃料や光熱水費の高騰については、表中の「物価変動」に該当することから、施設の管理運営業務に支障が生じるおそれがあるときは、指定管理者と市と協議を行ったうえで、増額の有無を判断することとなります。
5	老朽化による整備費の補正予算の対応は可能ですか	管理運営業務仕様書1（9）及びリスク分担表に記載のあるとおり、修繕費（整備費）については、年間60万円（消費税込み）を管理委託料に含めるものとします。 なお、1件当たり50万円（消費税込み）を超える大規模修繕や緊急対応修繕が必要となった場合及び年間見込額を超える場合は、市と協議を行ったうえで、対応することとします。
6	敷地内への自己資金によるアクティビティの設置は可能ですか	「富山市猿倉山森林公園条例」に掲げる本施設の設置目的に合致する場合は、自主事業に係る申請を行い、市の承認を得ることで、実施することができます。 なお、承認にあたっては、指定管理期間満了時の原状回復等の各種条件が付されることがあります。
7	自然災害や鳥獣害等による施設の破損などへの対応はどうなりますか	リスク分担表に従って判断することとなりますが、自然災害等の不可抗力による施設の修復については、市側の負担となります。 一方で、経年劣化によるものや相手方が特定できない第三者の行為による施設の破損等のうち、原状回復に要する経費の年度合計額が60万円以下のものについては、指定管理者の負担となります。
8	敷地内での利用者のケガ等の対応及び責任の所在はどこに帰属しますか	基本協定書（案）第19条により、指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合は、原則として指定管理者がその損害を賠償しなければなりません。 一方で、リスク分担表に記載のとおり、施設等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、その損害は市が賠償することとなります。
9	現状の備品の管理について、使用できない故障や劣化により使用できない備品について、事前に廃棄していただくことは可能ですか	使用できない備品については、市で廃棄処分することとなりますが、事前に廃棄することは、予算措置していないため、困難と考えます。なお、容易に移動できるものであれば、空いているスペースに仮置きするなど対応できるのではないかと考えます。
10	冬期間の施設維持管理に関する業務内容はなにがありますか	冬期間は、猿倉コミュニティセンター及びその横のトイレのみの稼働となりますが、各施設に異常がないか見回り等を実施しています。